



丹波篠農政第634号  
令和元年7月3日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様  
丹波篠山市監査委員 國里 修久 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



### 定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、措置を講じましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1. 措置を講じた部局 農都創造部
2. 監査結果報告名 定期監査報告書（農都創造部）
3. 監査結果報告日 平成31年1月23日（篠監公表第4号）
4. 措置状況 別紙のとおり

## 農都創造部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告

### 1. 「丹波篠山農都宣言」に基づく施策の検証について 定期監査報告書 4 ページ

監査意見	平成 21 年 2 月に制定された「丹波篠山農都宣言」について、10 年が経過しようとしているが、「農業の都、日本一の篠山市」を実現するため、特産物振興、担い手対策、食の安全と環境問題等、様々な施策の進捗状況について検証されたい。
講じた措置	丹波篠山農都宣言に基づき、平成 26 年に丹波篠山市農都創造条例を設置し、平成 28 年度には条例に基いた、農業及び農村の 10 年間の振興計画として丹波篠山市農都創造計画を策定しました。計画の進捗については、丹波篠山市農都創造審議会を開催し、計画の進捗状況や施策指標により達成状況などを確認いただきおり、引き続き施策の進行管理に努めます。

### 2. 地籍調査事業の推進について

定期監査報告書 5 ページ

監査意見	休止をしていた地籍調査事業について、平成 30 年度から市域の 74% を占めている山林部から測量が再開されているが、推進体制によっては山林部だけでも調査終了までに数十年から百年以上を要することが想定される。このような中で、適切に事業を執行していくためには、最初に調査箇所の緊急性や優先度等を考慮した事業計画（方針）を策定し事業を実施していくことから、篠山市第 4 次定員適正化計画との整合を図り、人員の確保について検討されたい。
講じた措置	平成 30 年度、山林の地籍調査の実施に向けて、県や森林組合と協議を進め、以前に森林施業の実施に必要な森林境界明確化事業に取り組んだ高倉地区より地籍調査事業を再開しています。令和元年度は山林所有者との現地立ち会いなどに取り組み、事業規模に対する職員等の業務量や経費を考慮しながら、今後の事業計画（方針）を策定する予定です。 また、平成 31 年 3 月に策定した篠山市第 5 次定員適正計画（平成 31 年度～平成 35 年度）では、一部の職種を除いては、正規職員の増員の予定はないことから、当面地籍調査は、平成 30 年度に配置した正規職員 1 名と令和元年度において非常勤嘱託職員を新たに 2 名配置し、行うこととします。

### 3. 鳥獣被害対策・防護事業の推進について

定期監査報告書 5 ページ

監査意見	鳥獣被害対策事業は平成 20 年度から平成 29 年度までに事業費として 4 億 1,161 万円（一般財源：3 億 1,404 万円）が支出され、鳥獣被害防護事業は平成 24 年度から平成 29 年度までに事業費として 7 億 2,543 万円（一般財源：1 億 7,013 万円）が支出されている。 被害金額は、平成 29 年度は 1,637 万円と平成 26 年度の 2,273 万円から若
------	---

	干下降しているものの、未だ多くの被害が各地域において発生していることから、今後も獣害柵の点検を徹底する等、鳥獣被害の対策、防護の一層強化に向けて取り組まれたい。
講じた措置	鳥獣害防止柵の設置に関しては、一旦全ての要望に対し、設置は完了しています。しかしながら、野生鳥獣による農作物への被害は継続しており、被害集落からの有害鳥獣の駆除要請はあります。市も野生鳥獣の適正な個体数管理を行うとともに、当該要請の際には、獣害柵の点検を行うよう指導を行っています。さらに要請に対し、鳥獣被害対策調整員を配置し被害状況の調査や獣害柵の等を点検を行い、獣害柵の効果を發揮させるとともに、早期かつ有効な駆除活動を行えるよう鳥獣被害対策実施隊との連絡調整を密に行っています。

#### 4. 指定管理施設の維持修繕について

定期監査報告書 5 ページ

監査意見	当課所管の指定管理施設は、丹波伝統工芸公園立杭陶の郷、篠山市民センター、王地山陶器所華工房、こんだ薬師温泉ぬくもりの郷、王地山公園ささやま荘、大正ロマン館であり、年々施設の老朽化に伴う改修費や修繕費が増加してきている。中長期的な視点を持って長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに施設の計画的な改修、修繕に努められたい。
講じた措置	陶の郷は昭和 63 年、市民センターは平成 14 年、王地山陶器所は昭和 63 年、ぬくもりの郷は平成 16 年にオープンし、ささやま荘と大正ロマン館は、それぞれ平成 14 年、平成 15 年にリニューアルオープンするなど、施設の老朽化が進み、毎年度、相当の改修費や修繕費を予算化しています。 施設の長寿命化に関する計画については、市の公共施設長寿命化指針に基づき個別計画を策定することになっていますが、現在は、施設を熟知した指定管理者と個別計画策定に向けた調査、協議などを行っている段階であり、早期に計画策定したうえで順次改修、修繕に着手します。

#### 5. 指定管理の適正な運営について

定期監査報告書 5 ページ

監査意見	指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ていくことで、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成するために設けられたものである。その中で、条例、規則及び協定等に従い「確実な施設運営がなされているか」また、「適切なサービス水準を確保しているか」を隨時確認（モニタリング）し、サービスの質や安定性を担保することが行政の重要な役割となっている。
------	--

	モニタリングの実施にあたっては、「篠山市指定管理者モニタリングマニュアル」に基づき、毎会計年度開始前に指定管理者から提出される「事業計画書」の確認を行い、その後、毎月報告される「業務報告書」、会計年度終了後に提出される「事業報告書」を確認、調査を行い、その結果として「モニタリングレポート」の作成をし、指定管理者へ通知後、市のホームページに公表することになっている。このモニタリングレポートには、総合コメントや業務改善に向けた考え方等が掲載されているが、指定管理者へは必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う等、管理運営が適正に実施されるよう取り組まれたい。
講じた措置	指定管理者から提出される業務報告書や事業報告書の書類による確認と、定期的な現地確認を行っていますが、特に、観光集客施設に対しては、外部有識者からの評価を行うなど、管理運営の適正化と改善に努めます。